

太子町教育委員会の共催及び後援名義の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太子町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が各種団体等の実施する事業に対し、共催及び後援名義の使用に関し必要な事項を定める。

(共催及び後援の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体等が主催し予算措置されている事業等に対して、教育委員会がその事業等の趣旨に賛同し、名義の使用を許可し、共に事業等の主体となって事業等を行うことをいう。
- (2) 後援 団体等が主催する事業等に対して、教育委員会がその事業等の趣旨に賛同し、金銭的支出を伴わず、奨励の意を表して名義の使用を許可することによって支援することをいう。

(共催及び後援の基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げる条件を満たすものに共催又は後援することができる。

(1) 事業内容

- ア 教育・学術・文化・スポーツの振興に寄与するもの
- イ 公共性を有するもの
- ウ 行政運営に支障をきたさないもの
- エ 政治的又は宗教的活動に関連のないもの
- オ 営利又は宣伝を目的としないもの
- カ 特定の団体等の利害に著しい影響を及ぼすおそれのないもの

(2) 開催要件

- ア 特定の会員等を対象とせず、広く町民に公開されていること
- イ 原則として開催地が町内であるもの。ただし、主催者が公的な団体等で広域的な規模又はこれに準じた規模で行われるものはこの限りでない
- ウ 公衆衛生や災害防止等の安全対策が十分に講ぜられていること
- エ 主催者等の代表者及び役員並びに事業に従事する者が太子町暴力団排除条例（平成25年条例第7号）第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと
- オ 参加料等を徴収する事業にあつては、その額が適正又は社会通念上低廉である等事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- カ 収益をとまなう事業にあつては、その収益を教育事業あるいは社会福祉事業にあてる等の公益性を有するものであること
- キ 法令又は公序良俗に反しないもの

ク その他教育委員会が、特に共催又は後援を行う必要があると認める事業等であること

(申請)

第4条 共催又は後援名義使用の許可を受けようとするものは、事業実施日の1ヵ月前までに共催・後援申請書に次の関係資料を添付して申請しなければならない。

- (1) 規約又は会則等の組織、代表者、活動目的等、申請団体を明らかにする資料。ただし、すでに教育委員会事務局において、当該関係資料を在置する場合又は社会通念上明白な場合はこの限りでない
- (2) 当該事業の企画書、開催要項等事業目的及び事業計画を示す書類
- (3) 当該事業の収支予算書（入場料・参加料等を徴収する場合）
- (4) 団体等の活動実績を記載した書類又は前回実施時の事業案内、パンフレット、プログラム等の参考資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(通知)

第5条 教育委員会は共催又は後援名義の使用を許可したときは、申請者に文書で通知する。

(条件)

第6条 教育委員会は、必要があると認めるときは、共催又は後援名義使用許可に際して、次に掲げる条件を付すものとする。また、教育委員会が特に必要と認めた条件を付することができる。

- (1) 対象となる事業以外に名義を使用しない
- (2) 申請内容に変更が生じた場合は速やかに届け出なければならない
- (3) 事故等が発生した場合は、主催者の責任において対応・処理し、直ちに報告しなければならない
- (4) 事業の内容等について報告を求められたときは、遅滞なく報告しなければならない

(許可の取消し等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取消すとともに、以後の事業に対する共催及び後援名義使用については、原則として許可しないものとする。

- (1) 虚偽の申請により許可を受けたとき
- (2) 許可の基準を満たさなくなったとき
- (3) 許可の条件を履行しなかったとき
- (4) その他教育委員会が不適切と判断したとき

2 許可の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

(責任の所在)

第 8 条 後援名義の使用を許可する場合、当該事業に係る責任は主催者が負うものとし、教育委員会が責任を負うものではない。

(報告)

第 9 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、実施報告書及び収支決算書、その他の書類の提出を求めることができる。

2 教育委員会は、実施報告書を提出しないものに対しては、以後の共催及び後援名義の使用を許可しないことができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、共催及び後援に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(太子町教育委員会後援名義使用許可に関する要綱の廃止)

2 太子町教育委員会後援名義使用許可に関する要綱(平成 17 年太子町教育委員会告示第 11 号)は、廃止する。